

令和5年度川崎市立西中原中学校地域部活動推進事業支援業務委託 募集要領（公募型プロポーザル）

1 業務目的

スポーツ庁及び文化庁（以下「国」という。）が示す「休日の部活動の段階的な地域移行」に向けて、本市においても国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」の方針を踏まえ、本市の中学校部活動のあり方と今後の事業推進を検討するため地域部活動推進事業を実施します。事業実施についてはモデル校実施による実践研究とし、市立中学校等における今後の休日部活動の段階的な地域移行に向けて、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保方策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の環境の確保を目指すものとします。

2 事業概要

（1）件名

川崎市立西中原中学校地域部活動推進事業支援業務委託

（2）業務内容

別添「業務委託仕様書」のとおり

（3）委託期間

契約締結日から令和6年2月22日（木）まで

（4）履行場所

川崎市立西中原中学校他

（5）委託料

概算業務価格（上限）は1,411,400円（消費税及び地方消費税を含む）を予定しています。上限金額を超える提案については、審査対象外とします。

3 参加資格

次のすべての要件を満たす必要があります。

- （1）川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと
- （2）川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと
- （3）経営状態が不健全であると認められず、適正な契約の履行が確保される者であること
- （4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者
- （5）令和5年6月15日までに、令和5・6年度競争入札参加資格の申請を行っており、令和5・6年度川崎市業務委託有資格名簿に「業種コード：99その他業務」「種目コード：99その他」で登録済みもしくは登録が予定されている者（ただし、落札決定にあたっては実際に登録されていることを要します。）
- （6）団体又はその代表者が川崎市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者

- (7) 川崎市暴力団排除条例(平成24年川崎市条例第5号)第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員と密接な関係を有することのない者
- (8) 事業目的・趣旨等を理解し、事業を推進できる者

4 実施スケジュール

公募から受託候補者選定までの実施手順(概要)は以下のとおりです。

内 容	期 間 等
募集要領の公表	令和5年6月2日(金)
質問受付期間	令和5年6月2日(金) 9時から 令和5年6月9日(金) 17時まで
質問書回答	令和5年6月13日(火)
参加申込書等提出期間	令和5年6月2日(金) 9時から 令和5年6月16日(金) 17時まで
参加資格確認結果通知発送	令和5年6月20日(火)
企画提案書等提出期間	令和5年6月20日(火) 9時から 令和5年7月3日(月) 17時まで
審査会(書類審査・企画提案内容ヒアリング)	令和5年7月14日(金) (予定) ※参加者数によっては2日間の場合もあります。
受託候補者選定結果の通知	令和5年7月末頃
契約締結	令和5年7月31日(月) (予定)

5 参加方法

(1) 参加申込

本プロポーザルに参加を希望する事業者は、上記3 参加資格を確認の上、下記の書類を各1部提出してください。

ア 提出書類

- (ア) プロポーザル参加申込書(様式1)
- (イ) 活動概要(活動案内、パンフレット、事業内容等)がわかるもの
- (ウ) 担当者の連絡先がわかるもの(名刺をスキャンしたものなど)

イ 提出期間 令和5年6月2日(金)～令和5年6月16日(金)
9時～12時、13時～17時

※ただし、土曜日、日曜日を除きます。

ウ 提出場所 川崎市教育委員会事務局 学校教育部健康教育課
学校体育・安全・部活動担当 担当:佐原・川里・鈴木
〒210-0004 川崎市川崎区宮本町6番地 明治安田生命川崎ビル4階
電 話 : 044-200-0756 (直通)
e-mail : 88kenko@city.kawasaki.jp

エ 提出方法 電子メール、郵送または持参

※（様式1）中の『川崎市立 中学校』部分について、参加される委託案件の学校名に合わせて修正して御利用ください。また、その他の各様式についても同様に修正して御利用ください。

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法でお送りください。

※参加申込書等を電子メールで提出する場合は、代表者印のあるものをスキャンしたデータを送信し、送信後に担当部署に到達したことを確認してください。また、原本は規格提案書等の提出に併せて提出してください。

※未着・遅延等の場合は、原因の如何を問わず、未提出として取り扱います。なお、参加申込書の提出がない場合は、本プロポーザルに参加できません。

（2）参加資格確認結果の通知

提案参加資格の確認審査の結果については、参加申込書を提出した事業者に対し、原則として電子メールにて通知します。

（3）その他

ア 参加申込書を提出した後、プロポーザルへの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届」（様式2）を提出してください。

イ 本市が提供する資料は、本提案に係る検討以外の目的では使用してはならないものとします。

ウ 辞退した場合においても、辞退者が不利益な扱いを受けることはありません。

6 質問書（様式3）の提出

本要領等の内容等について疑義のある場合は、次により質問書（様式3）の提出をお願いいたします。質問書の内容及び回答については、プロポーザル参加者全員に通知します。なお、質問がない場合は、質問書の提出は不要です。

（1）提出期限 令和5年6月9日（金）17時まで（必着） ※閉庁日及び時間外を除く

（2）提出先 5（1）ウ と同じ

（3）提出方法 電子メールにより提出してください。なお、電子メールで質問書を送る際は電話により併せて御連絡ください。

（4）回答送付日及び方法 質問書を受領した後、令和5年6月13日（火）に電子メールにより回答書を送付します。

7 企画提案書の作成

（1）企画提案書は、所定の様式（様式4～7）で作成するものとします。なお、特に注記があるもの以外は、所定の様式以外の使用を認めません。

（2）提案にあたっては、次の項目に関する事項を所定の各様式に記載してください。

ア 業務提案書（様式4）

イ 課題に対する提案について（様式5）

ウ 業務実績等について（様式6）

エ 業務の実施体制及び実施方針・手法について（様式7）

オ 参考見積書（書式任意）

(3) 様式5には、次の課題に関する提案を記載してください。

課題：学校部活動における課題及び解決策について

これまで、学校部活動においては、生徒の自主的・主体的な参加による活動を通じ、責任感・連帯感の涵養や、生徒同士や教員等との好ましい人間関係が構築されてきました。部活動が地域に移行することにより、こうした意義が失われないうえにどのような手法を用いるのか、生徒ファーストの考え方を考慮した上で提案してください。

作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案は、考え方を文書で簡潔に記述してください。
- イ 課題に対応した記入欄へ提案内容を記載ください。
- ウ 文書を補完するためのイメージ図、イラスト等は使用可能とします。
- エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- オ 枚数は4ページ以内とします。

(4) 様式6の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、必要に応じて記入欄を追加してください。
- イ 業務実績については、直近5年間における、政令指定都市、特別区及び都道府県・市町村において、中学校の部活動支援に係る受託実績をできる限り詳細に記入してください。

(5) 様式7の作成にあたっては、仕様書に記載された業務内容を受託する場合の実施体制（人員配置とその役割）に関する提案を記載してください。なお、作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

- ア 提案については、考え方を文書で簡潔に記述してください。
- イ 課題に対応した記入欄へ提案内容を記載ください。
- ウ 文書を補完するためのイメージ図、イラスト及び写真等は使用可能とします。
- エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント程度以上の大きさとし、所定の様式に収まる範囲で記述してください。
- オ 枚数は2ページ以内とします。

8 企画提案書の提出

必ず所定の様式（様式4～7）を使用し、次により提出してください。

- (1) 提出部数 10部とし、A4片面印刷で左上1ヶ所をホチキス止めとしてください。
- (2) 提出期限 令和5年7月3日（月）17時まで（必着）※閉庁日及び時間外を除く
- (3) 提出先 5（1）ウと同じ
- (4) 提出部数 各10部
- (5) 提出方法 原則、郵送（持参も可）

※郵送の場合は、簡易書留等の配達記録が残る方法でお送りください。

※郵送・持参どちらの場合も、様式4～7は、併せて電子データ（ワードファイル）を電子メールで御提出ください。

(6) その他 企画提案書と併せて参考見積書（書式任意）を提出するものとします。

9 プロポーザル評価委員会

企画提案書に関する審議及び当該業務に最も適した事業者の選定は、次に示す委員会で行います。

- (1) 名称 川崎市立学校地域部活動推進事業支援業務委託プロポーザル評価委員会
- (2) 所掌事務 企画提案書の評価及び事業者の選定に関すること

10 プロポーザル評価委員会による提案者へのヒアリング

次により、提案者による提案内容の説明及びプロポーザル評価委員会委員からの質疑応答を行います。

- (1) 実施日時 令和5年7月14日（金）14時～17時の間（予定）
- (2) 実施場所 川崎市川崎区宮本町3-3 川崎市役所第4庁舎4階第6会議室
- (3) 実施方法 会場またはオンライン形式での発表と質疑応答
※日時・場所・方法は、応募手続きをされた事業者へ、改めて通知します。
- (4) 出席者 3名以下としてください。
- (5) 時間 各社15分以内（質疑応答5分を含む）
- (6) その他 使用する説明資料は、提出された企画提案書のみとし、新たな説明資料を追加することはできません。

11 評価基準

本プロポーザルは、事業者の選定にあたり下記の評価項目に基づき評価を行います。

評価項目	評価点	ポイント
事業への理解度	15点	・ 事業目的を十分理解しているか。 ・ 仕様書の内容、趣旨に沿った提案内容となっているか。
企画提案の内容 ○課題に対する提案（様式5） ○事業の実施体制及び実施方針・手法（様式7） 以上2点を踏まえ、総合的に評価	65点	・ 意欲性（10点） ・ 独自性（15点） ・ 具体性・実現可能性（20点） ・ 地域団体・人材の連携・活用（10点） ・ 教員の負担軽減（10点）
企画内容と見積書の整合性	10点	・ 仕様書の内容が全て見積書に反映されているか。 ・ 企画内容と見積書を比較して、相当な見積額となっているか。
業務実績（様式6）	10点	・ 提案団体は、本市の部活動の地域移行を進めるにあたっての能力があると認められるか。 ・ 同様の業務実績があるか。

1 2 選定方法

上記1 1の評価基準に基づき事業者を特定しますが、同点の場合は、評価基準のうち、「企画提案の内容」の得点が高い事業者を特定します。「企画提案の内容」の得点も同点の場合は、「企画提案の内容」の内訳のうち、「独自性」と「具体性」の合計点の高い事業者を特定します。それでも同点の場合は、見積額の低い事業者を特定します。

1 3 結果

審査結果については、令和5年7月末に文書で通知いたします。また、市のホームページにも公表いたします。

1 4 その他

(1) 企画提案書の作成及び提出等に係る費用は参加者の負担とします。

(2) 無効となる企画提案書、失格となる提案者

ア 企画提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの

イ 企画提案書作成要領に指定する企画提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの

ウ 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 企画提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現以外の表現方法が用いられているもの

カ 虚偽の内容が記載されているもの

キ 本プロポーザル方式による業者選定に関して選定委員との接触があったもの

(3) 結果の通知

当該業務に最も適した事業者の選定については、企画提案書を提出した者に対して、書面により結果を通知します。

なお、選定された場合であっても、提案内容の履行を保証するものではありません。

(4) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

ア 言語 日本語

イ 通貨 日本国通貨

(5) 契約書作成の要否

要します。

(6) 企画提案書の取扱い

ア 提出された企画提案書は、提出者に無断で使用しないものとします。ただし、選定された事業者の企画提案書については、本業務に関することに限り、川崎市は使用できるものとします。

イ 提出された書類は、企画提案書の審査を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。

ウ 企画提案書の提出後、川崎市の判断により、修正、補足資料の提出を求めることがあります。

エ 提出された書類は返却いたしません。

(7) その他

ア 企画提案書の作成のために川崎市において作成された資料は、川崎市の了解なく公

表、使用することはできません。

イ 本プロポーザル方式による事業者選定は、当該業務に最も適した事業者の選定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。

ウ 川崎市は、選定された事業者と、後日、当該業務委託契約を締結します。なお、業務内容等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。

エ 参加意向申出書の提出後契約締結までの手続期間中に参加資格を喪失した場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。なお、選定された事業者が、参加資格を失った場合には、次順位の者と手続を行います。